

平成21年分「年末調整」の注意点

今年の年末調整については、大きな改正はありません。各種の所得控除の額や計算、税率等に変更になったものはないので、基本的には昨年と同様の計算になります。

今年の所得税については、住宅ローン控除が大幅に拡充されていますが、年末調整に影響するのは、来年からとなります（初年度は確定申告のため）。

その他、今年の年末調整における注意点は、下記のとおりです。

1. 源泉徴収票の摘要欄－記載事項の整備

(1) 追加記載事項

今年入居分の住宅ローン控除より、所得税から控除し切れない住宅ローン控除の額を、住民税からも控除できる制度が導入されました。この制度の導入に伴ない、源泉徴収票の記載事項が整備されています。

具体的には、源泉徴収票の摘要欄に、次の事項を記載することになります。

- ①居住開始年月日
- ②借入金等年末残高
- ③適用区分（控除の種類）

昨年までも、所得税から住宅ローン控除を控除し切れない場合には、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」を記載することになっていましたが、本年からは上記のような項目も記載することになります。

(2) 住宅ローン控除の種類ごとに記載

上記摘要欄の記載を、住宅ローン控除の種類ごとに行なう必要があります。

その種類とは次の区分となります。

- 「住」・・・一般の住宅ローン控除の場合(増改築の住宅ローン控除を含む)
- 「増」・・・特定増改築等の住宅ローン控除の場合（省エネやバリアフリー改修工事）
- 「震」・・・阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の住宅ローン控除

上記の種類ごとに、居住開始年月日、借入金等年末残高を源泉徴収票の摘要欄に記載する必要があります。これによって、住民税においても住宅ローン控除（所得税から控除し切れない場合）が可能となります。

源泉徴収票の記載例は、国税庁の下記サイトをご参照ください。

⇒ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/tebiki2009/pdf/03.pdf>

2. 住宅ローン控除の適用範囲の拡充

(1) 居住初年度に転勤した場合

住宅を購入して、一旦は住み始めたけれども、その最初に住んだ年に、勤務先からの転勤命令等によって、その家に住まなくなってしまった場合は、初年度から住宅ローン控除を受けることができません。今までは、それ以降、転勤が終了して戻ってきたとしても、住宅ローン控除を受けることができませんでした。

これが本年より、再びその家に住み始めた場合は、一定要件のもとで、残りの期間の住宅ローン控除を受けることができるようになりました。

ただし、この改正は、平成21年1月1日以降に、転勤をして住まなくなった場合に適用されます。

(2) 住む前にリフォームした場合

借入をして増改築をした場合にも、一定要件のもと住宅ローン控除は適用されますが、今までは、既に住んでいる住宅について増改築をした場合のみ、その適用がありました。すなわち、まだ住んでいない家屋に増改築をしても、住宅ローン控除の適用はありませんでした。

これが本年より、住み始める前に一定の増改築等を行なった場合であっても、その増改築等の日から6か月以内に住み始めれば、その増改築等について住宅ローン控除の適用を受けることができるようになりました。

なお、この改正は、増改築等をした住宅に平成21年1月1日以後に住み始めた場合について適用されます。

3. その他の改正点

(1) 住民税の住宅ローン控除の申告不要

1. によって、源泉徴収票の摘要欄に住宅ローン控除の詳細を記載することによって、住宅ローン控除の申告を市区町村にする必要がなくなりました。平成11年から平成18年に居住した場合は、所得税から住民税への税源移譲の関係で、独自に市区町村に住宅ローン控除の申告をする必要がありましたが、その申告も不要となります。

(2) 長寿医療制度の社会保険料控除に注意

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）にかかる保険料の支払いは、平成20年10月以降、家族の口座からの自動振替が認められています。昨年度はまだ、年末調整にはあまり影響がありませんでしたが、息子さん等の口座から生計を一にする父母または祖父母の長寿医療制度の保険料が引き落とされている場合は、その保険料も息子さん等の社会保険料控除の対象となります。忘れずに控除するようにご注意ください。